

議案第14号

令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度千早赤阪村の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,995千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月2日提出

千早赤阪村長 南本 斎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		15,020	△2,970	12,050
	1 国庫補助金	15,020	△2,970	12,050
4 繰入金		141,325	△16,325	125,000
	1 繰入金	141,325	△16,325	125,000
6 村債		56,200	△3,700	52,500
	1 村債	56,200	△3,700	52,500
歳 入 合 計		260,811	△22,995	237,816

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		150,573	△22,995	127,578
	1 下水道総務費	33,365	△9,360	24,005
	2 下水道建設費	49,963	△10,783	39,180
	3 下水道管理費	67,245	△2,852	64,393
歳 出	合 計	260,811	△22,995	237,816

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費	150,573	△22,995	127,578
歳 出 合 計	260,811	△22,995	237,816

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
△2,970		△3,700		△16,325
△2,970		△3,700		△16,325

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費国庫補助金	15,020	△2,970	12,050
計	15,020	△2,970	12,050

(款) 4 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	141,325	△16,325	125,000
計	141,325	△16,325	125,000

(款) 6 村債

(項) 1 村債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道債	56,200	△3,700	52,500
計	56,200	△3,700	52,500

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 下水道費補助金	△2,970	社会資本整備総合交付金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△16,325	一般会計繰入金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 公共下水道事業債	△3,700	公共下水道事業債

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	33,365	△9,360	24,005					△9,360
計	33,365	△9,360	24,005					△9,360

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道建設費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 下水道建設費	46,617	△10,783	35,834	△2,100		△3,700		△4,983
計	49,963	△10,783	39,180	△2,100		△3,700		△4,983

(款) 1 下水道費

(項) 3 下水道管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 公共下水道管理費	31,172	△2,852	28,320	△870				△1,982
計	67,245	△2,852	64,393	△870				△1,982

下水道事業特別会計

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△2,839	下水道管理事務費	△3,272
3 職員手当等	△2,238	下水道事業法適化支援業務委託料	△1,463
4 共済費	△1,011	電算委託料	△76
12 委託料	△1,539	日本下水道事業団研修センター研修参加負担金	△33
18 負担金、補助及び交付金	△33	消費税	△1,700
26 公課費	△1,700	職員人件費	△6,088
		一般職給	△2,839
		児童手当	△200
		職員手当等	△2,038
		職員共済組合負担金	△1,011

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
8 旅費	△37	下水道建設費	△10,783
12 委託料	△3,850	普通旅費	△37
14 工事請負費	△6,896	下水道管移設検討業務委託料	△3,850
		汚水管渠布設等工事	△6,896

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	△2,852	公共下水道維持管理費	△2,852
		小吹台中継ポンプ場更新計画策定業務	△2,752
		下水道排水設備等入力業務委託料	△100

給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	1(0)	-	2,613	2,069	4,682	820	5,502
補正前	2(0)	-	5,452	4,107	9,559	1,831	11,390
比 較	△1(0)	-	△ 2,839	△ 2,038	△ 4,877	△ 1,011	△ 5,888

※ 職員数欄()内は、再任用短時間職員、任期付短時間職員及びパートタイム会計年度任用職員数を外書き

※ 職員手当は児童手当を除く

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当
	補正後	0	157	-	-	190	-
	補正前	318	346	-	-	345	-
	比 較	△ 318	△ 189	-	-	△ 155	-
	区 分	時間外 勤務手当	管理職特別 勤務手当	期末勤勉 手当	単身赴任 手当	退職手当	
	補正後	747	-	975	-	-	
	補正前	747	-	2,351	-	-	
	比 較	0	-	△ 1,376	-	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	1(0)	-	2,613	2,069	4,682	820	5,502
補正前	2(0)	-	5,452	4,107	9,559	1,831	11,390
比 較	△1(0)	-	△ 2,839	△ 2,038	△ 4,877	△ 1,011	△ 5,888

※ 職員数欄()内は、再任用短時間職員及び任期付短時間職員を外書き

※ 職員手当は児童手当を除く

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当
	補正後	0	157	-	-	190	-
	補正前	318	346	-	-	345	-
	比 較	△ 318	△ 189	-	-	△ 155	-
	区 分	時間外 勤務手当	管理職特別 勤務手当	期末勤勉 手当	単身赴任 手当	退職手当	
	補正後	747	-	975	-	-	
	補正前	747	-	2,351	-	-	
	比 較	0	-	△ 1,376	-	-	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	-	-	-	-	-	-	-
補正前	-	-	-	-	-	-	-
比 較	-	-	-	-	-	-	-

※ 職員数欄()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

※ 職員手当は児童手当を除く

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当
	補正後	-	-	-	-	-	-
	補正前	-	-	-	-	-	-
	比 較	-	-	-	-	-	-
	区 分	時間外 勤務手当	管理職特別 勤務手当	期末手当	単身赴任 手当	退職手当	
	補正後	-	-	-	-	-	
	補正前	-	-	-	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

ア 全職員

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
給 料	△ 2,839	給与改定に伴う増減分	36	人事院勧告による増	36
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,875	退職による減	△ 2,875
職員手当	△ 2,038	制度改正に伴う増減分	△ 71	人事院勧告による減	△ 71
		その他の増減分	△ 1,967	退職による減	△ 1,967

イ 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△ 2,839	給与改定に伴う増減分	36	人事院勧告による増	36
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,875	退職による減	△ 2,875
職員手当	△ 2,038	制度改正に伴う増減分	△ 71	人事院勧告による減	△ 71
		その他の増減分	△ 1,967	退職による減	△ 1,967

ウ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
報 酬	-	報酬改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	-	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		職員数	行 政 職	職員数	任期付職員
補正後	平均給料月額 (円)	1	217,675	-	-
	平均給与月額 (円)		246,536		-
	平均年齢 (歳)		34歳0月		-
補正前	平均給料月額 (円)	2	227,167	-	-
	平均給与月額 (円)		269,208		-
	平均年齢 (歳)		38歳4月		-

※ 任期付職員とは、一般職の職員の給与に関する条例第3条の3給料表の適用を受ける職員【以下同じ】

※ 平均給与月額は、給料、職員手当（扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当）の平均値

イ 初任給

区 分	行政職 (円)	国の制度 (円)
		行政職 (円)
高校卒	154,600	154,600
大学卒	185,200	185,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			任期付職員		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後	7	0	0.0	7	-	-
	6	0	0.0	6	-	-
	5	0	0.0	5	-	-
	4	0	0.0	4	-	-
	3	0	0.0	3	-	-
	2	1	100.0	2	-	-
	1	0	0.0	1	-	-
	計	1	100.0	計	-	-
補正前	7	0	0.0	7	-	-
	6	0	0.0	6	-	-
	5	0	0.0	5	-	-
	4	0	0.0	4	-	-
	3	0	0.0	3	-	-
	2	1	50.0	2	-	-
	1	1	50.0	1	-	-
	計	2	100.0	計	-	-

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行 政 職	主事、技師、主事補又は技師補の職務	相当の経験を必要とする主事又は技師の職務	主査の職務	係長の職務	課長代理の職務	課長の職務	部長の職務
任期付職員	主事又は技師の職務	相当の経験を必要とする主事又は技師の職務	主査の職務	係長又は相当の経験を必要とする主査の職務	課長代理の職務	課長の職務	—

※4級は係長級を含む

エ 昇給

(単位：人)

区 分		代表的な職種		
		行 政 職		
補正後	職 員 数 (A)	1		
	昇給に係る職員数 (B)	1		
	号級数別 内訳	1号級	0	
		2号級	0	
		3号級	0	
		4号級	1	
		5号級	0	
		6号級	0	
比率 (B) / (A) (%)		100.0%		
補正前	職 員 数 (A)	2		
	昇給に係る職員数 (B)	2		
	号級数別 内訳	1号級	0	
		2号級	0	
		3号級	0	
		4号級	2	
		5号級	0	
		6号級	0	
比率 (B) / (A) (%)		100.0%		

オ 期末手当・勤勉手当

(単位：月分)

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上による段階、職務の 級等による加算措置
	6月	12月		
補正後	(1.125)	(1.175)	(2.3)	有
	2.15	2.25	4.4	
補正前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有
	2.225	2.225	4.45	
国の 制度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有
	2.15	2.25	4.4	

※ () は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

(単位：月分)

区 分	20年勤続 の者	25年勤続 の者	35年勤続 の者	最高限度	その他の加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 *2%~20% 加算
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 *2%~45% 加算

キ 地域手当

支給対象地域	全地域
支給率	6%
支給対象職員数	1人
国の指定基準に基づく支給率	6%

ク 特殊勤務手当

支給総額に対する比率	-
支給対象職員の比率	-
代表的な特殊勤務手当の名称	-

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同
扶養手当	同じ
住居手当	同じ
通勤手当	同じ